

入札参加資格確認書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工事名 富山県健康増進センター外壁等改修工事

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容		該当・非該当の別(※)		
①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当	・	非該当
②	入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当	・	非該当
③	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。	該当	・	非該当
④	営業所の所在地 富山県内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有すること。	該当	・	非該当
⑤	資格者名簿の登載業種等 富山県における平成29・30年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級がAで、かつ、総合数値が1,100点以上の者として登載されていること。	該当	・	非該当
⑥	富山県から富山県建設工事等指名業者選定要綱第3条第4項の規定により、相当の期間指名しないこととされた者でないこと。又は、富山県から富山県建設工事等指名業者選定要綱第3条第4項の規定により、相当の期間指名しないこととされた者にあつては、入札参加資格の確認の申請の期限の日が、当該相当の期間に含まれていないこと。	該当	・	非該当

(※)申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。